

令和7年度 「工事の施工実績書」の事前提出について

施工実績を求める令和7年6月以降に公告する下記の工事について、実績書を開札の前日までに調達契約課へ提出することにより、入札書に「工事の施工実績書」を同封することを省略することができます。

記

1 対象とする工事（令和7年6月以降に公告する工事）

（1）対象工事 「道路交通安全施設整備工事」

対象者 市内に本店を有する者

施工実績 平成22年度以降に完成した元請け又はJV構成員（出資比率20%以上）として、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかと契約した「道路交通安全施設整備工事」（道路交通安全施設を含む工事也可）の施工実績

※「道路交通安全施設整備工事」とは、道路等への附属物（防護柵、道路標識、視線誘導標、道路鋸、車線分離標、道路反射鏡等。ただし、区画線、道路標示は除く。）を設置した工事をいう。

（2）対象工事 「道路標示塗装工事」

対象者 県内に本店又は受任者（支店又は営業所）

施工実績 平成22年度以降に完成した元請け又はJV構成員（出資比率20%以上）として、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかと契約した「道路標示塗装工事」（道路標示塗装を含む工事也可）の施工実績

2 提出書類・提出場所

（1）提出書類

①工事の施工実績書

※対象工事を明示した上、工事名称・概要等記載してください。

なお、ひとつの工事实績で「交通安全施設」「道路標示塗装」の両方の実績を証明できる場合は、実績書の提出を兼ねることができます。

②契約履行を証する書類

③工事内容が確認できる書類

（2）提出場所

四日市市役所調達契約課（市役所5階）へ提出書類を持参してください。

令和7年5月8日より随時受付を行います。

3 施工実績書の有効期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

※上記期間に公告・指名する工事について提出された施工実績書により省略することができます。

4 注意事項

（1）施工実績書の省略については、当該工事の開札の前日までに提出・審査が終了していることが必要です。余裕をもって、ご提出ください。